

海外商品先物取引、海外先物オプション取引、ロコ・ロンドン貴金属まがい取引  
の規制のあり方に関する意見書

平成20年6月2日

経済産業省 御中

農林水産省 御中

先物取引被害全国研究会  
代表幹事弁護士大迫恵美子  
事務局長弁護士荒井哲朗

意見の趣旨

海外商品先物取引、海外先物オプション取引、ロコ・ロンドン貴金属まがい取引について、以下のとおりの法令の整備をすることによって対処するべきである。

- 1 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下、「海先法」という。)を改正し、海外商品市場における先物オプション取引の受託等を同法の適用下におくこととするべきである。
- 2 海外商品市場における先物取引の受託等の業務、及び、海外商品市場における先物オプション取引の受託等の業務は、主務大臣の許可を受けたものでなければ営んではならないこととするべきである。
- 3 海外商品市場における先物取引の受託等、及び、海外商品市場における先物オプション取引の受託等については、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて受託等の契約の締結を勧誘してはならないこととするべきである。
- 4 海外商品市場における先物取引の受託等を業として行う者、及び、海外商品市場における先物オプション取引の受託等を業として行う者は、受託等の業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物の価額に相当する財産については、その保全のため、当該業者のその他の財産から分離して信託会社等に信託する措置を講じなければならないこととするべきである。
- 5 商品先物取引、商品指数先物取引、商品先物オプション取引及びこれらに類する取引の海外商品取引所によらない取引をしてはならないことを法律上明記するべきである。
- 6 抜本的には、商品取引所法を改正して、海外商品市場における先物取引の受託等、及び、海外商品市場における先物オプション取引の受託等を同法の規制対象とすべきである。そのための海外法制の調査等を速やかに開始するべきである。

意見の理由

## 第1 現状

1 海外商品デリバティブ取引等に関する被害は増加傾向にあり、被害相談の内容からしても、これらは残念ながら金融商品取引に藉口して一般消費者から金銭を騙取するツールとして用いられているのみであるとしか評価のしようがない現状にある（この点についての認識は、御庁作成の平成20年4月25日付「海外商品先物取引等を巡る現状について」資料3によれば、広く共有しうるものと思われる）。

2 海外先物取引に関しては昭和57年に制定され平成17年に施行規則が改正された海先法があるが、参入規制、行為規制、分別管理のいずれもがほとんど整備されていない。

海外先物オプション取引については、平成19年6月に特商法施行令により指定役務に指定されて特商法の行為規制が一部及ぶこととなったのを除いて何らの規制法令もない。

ロコ・ロンドン貴金属まがい取引は、賭博罪、常習賭博罪、賭博場開帳等凶利罪を構成し、商品市場類似施設の開設の禁止（商品取引所法6条）に違反するものであって、現行法上もその存在を許されないものであるが、これら法律の適用がなされた例が未だ存在しないことから、野放しとなっている。

これら取引類型ごとに問題点や被害の実態・なすべき対策も異なるから、個別に検討する必要がある。

## 第2 各取引の問題点

### 1 海外先物取引

海外先物取引は、レバレッジ取引であることから来る大きな危険性に加えて、取引の仕組自体の難解性・複雑性・理解困難性、相場変動要因の多様性・価格変動に関わる情報源の多様性・情報選択の困難性・情報読解・分析の困難性、判断の要即時性、要継続性がある上、手数料が取扱業者の任意に設定されて国内商品取引よりも割高に設定されていること、登録制度が整備されておらず、かつ証拠金分別管理の制度が整備されていないから利益金はもちろん証拠金すら返還される制度的保証はないのに顧客が取扱業者に一方的に証拠金を委託することになっていること、時差の関係や情報収集の困難、言語の障害などから国内の商品市場における先物取引に比較しても自主的な取引を行うことが期待しにくい取引であることなどからすれば、現在我が国で行われている海外先物取引の仲介と称される行為は、取引の実際を正しく理解した者であれば関与を希望しない類のものであるということができ、原則として一般投資家には適合しない取引であるというべきである。

昭和60年から平成3年ころに集積された裁判例は受託契約を無効とするなど取引に厳しい姿勢で臨むものであったし、近時の裁判例には、「(海外商品先物取引は)極めて投機性の高い取引であって、取引参加者に予期せぬ巨額の損失を被らせる危険性が大きいこと、したがって、海外商品先物取引に参加するためには、当該商品市場における商品価格の変動や為替変動を的確に予測し、それらの変動に対して即時的な判断・対応ができるだけの専門的な知識と経験のあることが必要であり、また、予期せぬ損失や証拠金の追加(追証)に対応することができるだけの資金の余力のあることも必要である」と指摘するものがある(東京地判平成20年5月30日)。

## 2 海外先物オプション取引

海外先物オプション取引は、海外先物取引について上記に述べたところが妥当するのに加えて、取引の仕組み自体の難解性が著しく、我が国の一般投資家には原則として適合しない取引であるというほかはない(近時は、海外先物オプション取引において売り取引を勧誘する例が見られるようになってきており、このような取引はなおさら一般投資家に適合しない)。

裁判例も、海外先物オプション取引については、「オプション取引は、その仕組みが複雑で容易に理解し難く、一般人がプレミアムの変動を予測することも不可能に近く、特に、オプション転売取引は、賭け事に近い性質を持つ極めて危険性の高い取引である」(東京地判平成17年2月24日)と判示されるなどし、適合性原則違反を否定するものは極めて少数である。

## 3 ロコ・ロンドン貴金属まがい取引

ロコ・ロンドン貴金属まがい取引は、賭博として刑事罰を以て禁止される行為を、あたかも何らかの真つ当な金融商品取引であるかのような外観を生じさせて、高率の手数料を徴求し(貴金属の価格で利ざやを得ようとする取引をしたいというのであれば法律で整備された国内の先物取引を行えば足りるのであって、手数料もその方が割安である)一方的に証拠金を徴求し(保全の措置が法律上整備されているわけではないから利益金はおろか証拠金でさえ返還される保証はなく、現実に平成17年には外国為替証拠金取引業者の多くが証拠金を返還することなく破綻したことは記憶に新しい)差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標である外国為替及び金現物価格を一方的に業者において決定することとして(なお、業者が顧客に著しく不利益なにレートを設定することによって顧客の証拠金を不当に消滅させていた事例も確認されている)業者において業として、図利目的で、常習的に行われるものであり、そのようなものであると聞かされれば通常人であればこのような取引を行うとはおよそ考えられない「いかさま賭博」、「詐

欺賭博」とでもいうほかはないものであるから（したがって、取引の実際を明らかにしない詐欺的勧誘が不可避免的に生じる）これをあたかも何らかの真っ当な金融商品であるかのように誤信させて一般消費者を勧誘してこれを行わせて証拠金等名下に金銭の交付を受ける行為は、およそ適法な金融商品取引であるとは言い難い。

裁判例も、「本件取引においては、売主である被控訴人会社（注：業者）が金の現物を買主である顧客に交付することは当初から予定されておらず、顧客が一定の期間内に反対売買をすることを前提として、これによってその差額を算出し、これを金銭で授受して当該取引を終了させるものであると認められる。しかるところ、売買差金の額は、顧客が買った（売った）とされる金の「ロンドン渡しの金の現物価格」に「ドル円の為替レート」を乗じた額との差額によって算出されるものであり、そして、「ロンドン渡しの金の現物価格」も「ドル円の為替レート」も、基本的には、被控訴人会社及び顧客において確実に予測できないものでありまたその意思によって自由に支配することもできないものであるから、そうとすれば、本件取引は被控訴人会社と顧客との間において偶然の事情によって利益の得喪を争うものといわざるを得ず、本件取引は賭博行為に該当するというほかはない。そして、本件全証拠によっても、本件取引（賭博行為）の違法性を阻却する事由を認めることはできない。したがって、仮に控訴人において本件取引の仕組みやリスクを理解して任意に本件取引を行ったとしても、控訴人を顧客として本件取引（違法な賭博行為）に勧誘しこれに誘い入れた点において、その勧誘行為を実際に行った被控訴人Aはもとより、その勧誘について被控訴人Aと意思の連絡があったものと推認される被控訴人Bら（取締役ら3名）も、民事上の不法行為責任を負うものというべきであり、そして、被控訴人会社も民法715条1項又は会社法350条により控訴人に対して損害賠償責任を負うべきものである。」と判示しているところである（東京高判平成20年3月27日）。

### 第3 対策

#### 1 海外先物取引

取引の仲介が適切に行われることを指向する必要がある。

財産的人的基盤に着目した参入規制制度を設けること及び証拠金の分別管理を制度的に担保しうるものとする事は不可欠である。証拠金の分別管理は、海外の仲介先業者の実態が明らかでない現状においては、本邦内で信託による分別・保全をなすべきものとするべきである。

行為規制は現行の商品取引所法に比較して緩やかなものであるべき正当な理由はないから、少なくとも現行商品取引所法と同程度の規制を明示するべきである

ことはもちろんであるが、言語、情報収集、法制度等、様々な観点から障害が生じることが容易に想到されるのであって、我が国の一般投資家には基本的には適合性に乏しいものというほかはないから、電話勧誘や訪問勧誘は一律に禁止すべきである。不招請勧誘の禁止を採用せずに海外先物取引の勧誘の対象を一般消費者にまで堂々と広げるような法令の改正等を行うことは、近時その問題点が繰り返し指摘されている不招請勧誘の問題点と海外先物取引の受託行為がはらむ危険性のいずれをも看過するものであって愚策以外の何ものでもないというほかはない。

また、海外の各取引所における法令その他の規律が遵守される担保が必要であるし（この観点から、海外の各取引所における取引を受託しうる要件を実質的に満たすか否かという観点から参入規制における審査の視点とすることが望まれる）海外の各取引所における法令その他の規範についてはそのすべてが和訳されて委託者に交付されるべきものとしなければならない。

## 2 海外先物オプション取引

取引の仲介が適切に行われることを指向する必要がある、そのためには上記1記載の対策を採ることが必要である。

その前提として、海外先物オプション取引が海先法の適用下におかれることが不可欠であるが、被害の実情及び同取引の仕組自体の難解性の程度に照らせば、同取引は極めて例外的な場合を除いては一般投資家からの委託がなされないこととなるのが適切な規制のあり方であることが強く意識されるべきである。

## 3 ロコ・ロンドン貴金属まがい取引

本来、同取引は、現行法の適用によってもその消滅を期しうるものであるが、積極的な刑事摘発等がなされていない現実に鑑み、海先法に類似取引の禁止の規定（商品取引所法6条と同旨の規定で海外相対市場において売買される商品の価格によって差金の授受を行う取引を含むことが一義的に理解されるもの及びその罰則規定）を置き、ロコ・ロンドン貴金属取引が違法であり、犯罪をも構成するものであることを法令上明確にすることが望ましい。

## 第4 結語

以上のとおりであるから、意見の趣旨記載の施策を求める。

以上